

第 4 回検討委員会における委員の意見に対する対応方針

No	要望・質疑（要約）	会議時応答（要約）	対応方針	計画案への反映箇所
1	(計画案 P35) 施設のメンテナンス実施時に臨時の休館日を設けることを「利用者に支障のない範囲で」と記しているが、他の施設ではメンテナンス業者の都合で休館日に変更になることがあるので、もう少し柔らかい表現としてはどうか。	早めの周知を行うことを念頭においてこの表現にしていた。意見を踏まえて表現を検討する。	メンテナンスが長期に渡る可能性を踏まえ、「早い段階で周知を図り、市民の施設利用に大きな影響を与えないよう配慮したうえで」との内容にする修正を行う。 (中間案にて対応済)	P35 第5章 施設利用の基本方針 1. 開館日・開館時間に関する方針 1-1. 生きがいつくり (1) 生涯学習センター（仮称）
2	(計画案 P34) 複合施設の出入りや複合施設から市役所までの動線は車いすで通行可能か。	いずれも車いすに対応している。	(第 4 回検討委員会にて対応済)	
3	開館前にスタッフの方がいる中で利用予定団体が実際に施設を使ってみる試しの期間を設けてはどうか。スタッフの方の対応、利用予定団体の使用ともに練習になる。コミネスでも同様の取組みを行い良い結果となった。	運営側の事前練習や、利用者の内覧会、利用者と運営者の接点を設ける工夫などを併せて検討していきたい。	ご指摘の観点を踏まえた具体的な開館準備業務の内容は、管理運営基本計画の策定後に指定管理事業者と協議しながら、関係課において検討していく。	
4	(計画案P12～P16) 12ページから16ページのイラストを見て理解するのが難しいかもしれない。例えば、イラストに加え利用者のセリフのような形でコメントを入れてみると分かりやすくなるのではないか。		より管理運営の方針がイメージできるようイラストを修正する。	P12～P16 第3章 管理運営の基本方針 2. 管理運営の 5 つの基本方針
5	(計画案表紙) パブリックコメントでの公表版では、管理運営計画の表紙のパーズは変更するの か。	現時点では、実施設計のパーズ図は完成していないため、基本設計時のパーズであるという注意書きを入れたうえで公開する。最終的には実施設計の内容で差し替えを行う。	実施設計の内容が固まった段階で差し替える。	

No	要望・質疑（要約）	会議時応答（要約）	対応方針	計画案への反映箇所
6	(計画案 P29) コンシェルジュスタッフの所管はどこになるのか。	生涯学習センター等について指定管理者制度を導入し、当該指定管理者にコンシェルジュスタッフの採用・教育を担わせる。	(第4回検討委員会にて対応済)	
7	コンシェルジュスタッフの数も含めて指定管理者に委ねるのか。	人員配置については事業者任せにせず市と協議で定めるが、基本的な採用・教育訓練は事業者が主体となる。	(第4回検討委員会にて対応済)	
8	指定管理者がコストカットのために資質のない人材をコミュニティマネージャーに採用するという事態を避けるため、コミュニティマネージャーの要件として社会教育士等という資格名称まで具体化して記載した方が指定管理者のサービスの質の担保という点で望ましくないか。 社会教育士の制度が良いと思うのは、人をつなげる力である「ファシリテーション」のスキル、合意を形成していくための「プレゼンテーション」のスキル、それから「コーディネート」のスキルを要するという点をきちんと言語化して示している点である	社会教育士という資格を要件に含めると人材が限られてしまう点や、スキルは指定管理者の持つノウハウによる訓練や実践の場での経験により採用後に能力を伸ばすことも可能な点を踏まえて、限定する書き方とはしていない。	(第4回検討委員会にて対応済)	
9	(No. 8の発言を受けて) (計画案P18) コミュニティマネージャーの役割や資質について、社会教育士に求められる能力である「ファシリテーション」「プレゼンテーション」「コーディネート」の文言を計画に盛り込んでもいいのではないか。		18ページのコミュニティマネージャーに求められる役割と資質について、社会教育士の要素を踏まえた記載としているため、現行の内容とする。なお、コミュニティマネージャーの人材育成など、具体的な開館準備業務の内容は、管理運営基本計画の策定後に指定管理予定者と協議しながら、関係課において検討していく。	

No	要望・質疑（要約）	会議時応答（要約）	対応方針	計画案への反映箇所
10	（計画案P51、P19） コミュニティマネージャーが何でも対応する慣例となってしまうとコミュニティマネージャーが孤立し負荷が大きくなってしまふ恐れがある。コミュニティマネージャーを支援する仕組みや、辞めても対応可能なように自社育成ができる仕組みを作る必要があるのではないか。予約システムなど、苦手な人に併せてレベルを下げるのではなく、システムのレベルは高めつつも扱うことが苦手な人にはサポートをつける体制の方が良いと思うが、それもコミュニティマネージャーが担うとなれば負荷が過大となる恐れがある。	他の複合施設事例においても、核になるスタッフ以外にも責任者がいて、その責任者を中心とした定期的な連携会議の設置等の体制づくりをしている所もあった。参考にしつつ、管理運営の体制を検討していきたい。	コミュニティマネージャーをサポートし持続性を担保する体制づくりについて、管理運営基本計画策定後に指定管理事業者と協議しながら、関係課において検討していく。	
11	（No. 10の発言を受けて） コミュニティマネージャーの役割が過度に広範囲と捉えられないように、内規などで担当業務を整理した方が良いと考える。		同上	
12	講座やイベントはパッケージとして講演者・有名アーティストを招致する方法もあるが、一方で市民が参画したイベント（市民劇等）を作りあげる方法もある。市民の主体的な学びを促進するためにも前者に偏らず両輪で進める必要があるのではないか。	市民の中には特技を持つ方もおり、そういった方々を掘り起こして講師として、市民自らが講座を開催していくこともひとつのアイデアとしてあるので、そのような取り組みも含めて、今後検討していく。	市民の主体的な学びの促進の観点も踏まえて、講座等の実施内容について指定管理事業者と協議し、検討していく。	
13	（計画案 P19） ①生涯学習講座等の開催の内容で、1つ目に「生涯学習講座等の開催」と、2つ目に「自主的に企画してください」、 「これまでのあり方をアップデートして新しい企画を立ててください」と記載があるが、順番が逆ではないか。	これまでの講座を続けてほしいという既存利用者の方もいるため、講座が継続することを示すために現在の箇所に記載している。	（第4回検討委員会にて対応済）	

No	要望・質疑（要約）	会議時応答（要約）	対応方針	計画案への反映箇所
14	(計画案 P44) もし、現状の市民参加の方法に課題があれば明確に言及してもいいのではないか。	社会教育法の適用外になるにあたり、公民館運営審議会に代わる組織が必要という議論があり、生涯学習活動を進め評価するための組織が必要という考えから、仮称であるが運営協議会を設置する考えである。	(第4回検討委員会にて対応済)	
16	(計画案P33) 「管理運営の方針」の「方針」の字が少し大きい。		フォントの大きさを修正する。 (中間案にて対応済)	P. 33 第4章 施設機能別の考え方 5. 官民連携機能 5-1. 女性サポートステーション(仮称) (2)管理運営の方針
17	(計画案P51) 健康診査という表現は、適切な言葉であればよいが、健康診断や健診という方が伝わりやすい。		「健診」と表現を修正する。	P. 51 第7章 施設の供用開始に向けて 2. 開館準備計画 (3)開館準備業務の内容 ③広報宣伝計画(ホームページ作成、パンフレット制作等)
18	「女性サポートステーション」の内容について、子育てを最初に出してしまうと、白河市は「女性=子育て」と考えているという印象を与えてしまうのではないか。機能の面について検討いただきたい。	名称も含め検討したい。	「女性サポートステーション」の名称及びサービス内容について検討していく。	
19	「女性サポートステーション」のサポートという言葉は上から目線に感じた。また、男性のサポートもお願いしたい。		同上	